

「市長への手紙」に

ご意見・ご提案をお寄せください

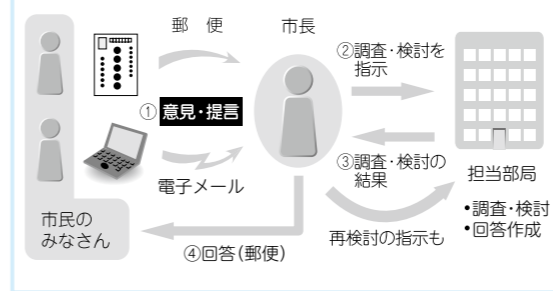
★秘書広報課 ☎1155



●お寄せいただく方法
郵便 左ページを切り取り、必要事項を記入のうえ、封筒の形に折り込みのり付けし、ポストに投かんしてください。用紙は市役所総合案内、アスパイアこだま、図書館、公民館に用意してあります。
インターネット 市ホームページから「市長の部屋」にアクセスし、専用フォームから入力、送信してください。

「市長への手紙」は、市民のみなさんから市長あてに、市政に関するご意見・ご提案などをお寄せいただき、市政運営やまちづくりに反映させていく事業です。いただいた手紙は、市長が直接拝見し、担当部局と調整・検討のうえ、回答します。たくさんのご意見・ご提案をお待ちしています。

「市長への手紙」はこのように取り扱われます



ご意見の一部をご紹介します

夜間に市内の病院に安心して行けるようにしてほしい

Q 救急車でなくても自分で行けたのですが、夜間診療を行っているという病院に電話に出てもらえず、救急車のお世話になることがありました。救急車だと、市外の病院へ運ばれることがあります。夜間、市内の病院へ安心して行けるようにできないでしょうか。

A 現在、市では休日の夜間診療につきまして、比較的軽症な救急患者は初期救急医療機関である休日急患診療所が、平日休日とも夜間に入院や手術などを必要とする患者については、児玉郡市内の5病院（青木病院・岡病院・堀川病院・本庄総合病院・児玉中央病院）が輪番制により、内科系、外科系の患者の受け入れ体制を整え対応しております。なお、病状等により輪番制病院で対応困難な場合は、県内、県外の救急医療機関を紹介することもあります。

輪番制病院につきましては、基本的には当番日に問い合わせの電話に出ないということは考えにくいのですが、何らかの手違いが生じた可能性もございますので、今後一層の調整を図ってまいります。市では、市民の皆さまが安心して医療サービスを受けられるように、休日や夜間診療のさらなる充実に努めてまいります。（平成27年7月6日回答）

※「市長への手紙」の回答は、市ホームページ「市長の部屋」で公開しています。

*封筒の形に切り取り、中央を折ってからのりしろ部分を封筒の外側に貼り付けてください。

市長への手紙の出し方

裏面への記入が済みましたら、線に沿って封筒の形に切り取り、中央を折ってからのりしろ部分にのりを付け、封筒の形に仕上げ切手を貼らずにお出しください。

裏面への記入にあたって

- ①あなたのご意見と差出人欄に、必要事項をご記入ください。
- ②手紙の公開について
お寄せいただいたご意見とその回答を公開することにより、市民のみなさんとさまざまな問題を共有できるようになります。公開は、主に市のホームページ(一部広報紙)で行います。

※匿名の場合には、公開の対象にはなりません。

公開にあたっては、本人又は関係者等のプライバシーが侵害されることのないよう、住所・氏名や個人が特定される情報等は、掲載しません。お手紙の内容を公開してほしくない場合には、記載欄の下段の“いいえ”を○で囲んでください。

※この専用封筒の差出有効期間は、平成29年12月31日までです。有効期間内は、切手を貼らずにお出しになれます。

回答について

いただいたご意見につきましては、次の場合には原則として回答しません。

- ①氏名・住所が不明なもの
- ②特定の個人や団体等を侮辱又は誹謗中傷したもの
- ③営利企業等の宣伝又はこれに類するもの
- ④担当職員が直接お会いし、もしくは、お電話等で説明したことにより、ご理解をいただいたと思われるもの
- ⑤「市長への手紙」の趣旨から外れた内容のもの、又は、手紙の内容の意味や意図が不明なもの

★お問い合わせ先
〒367-8501 本庄市本庄3丁目5番3号
本庄市役所企画財政部秘書広報課広報広聴係
電話25-1155(直)

3678790

(受取人)

本庄市本庄三丁目五番三号
本庄市役所

本庄市長 吉田信解 行

料金受取人払

本庄郵便局 承認

2815

差出有効期限
平成29年12月
31日まで

[親展]

切手を貼らずにお出しく下さい

あなたの声を市政に「市長への手紙」—— 在中

